○法務省令第四十二号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の一部の施行に伴い、及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第五十八条の規定に基づき、更生保護事業費補助金交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十一月十日

法務大臣　小泉　龍司

更生保護事業費補助金交付規則の一部を改正する省令

更生保護事業費補助金交付規則（平成十八年法務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（補助の対象及び限度） 第二条　［略］ 一　［略］ 二　法第二条第三項に規定する通所・訪問型保護事業における金品を給与する事業（就職時の身元保証を得るために要する経費を給与するものに限る。） 三　［略］ ［2・3　略］	（補助の対象及び限度） 第二条　［同上］ 一　［同上］ 二　法第二条第三項に規定する一時保護事業における金品を給与する事業（就職時の身元保証を得るために要する経費を給与するものに限る。） 三　［同上］ ［2・3　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

１　この省令は、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行前にしたこの省令による改正前の更生保護事業費補助金交付規則に規定する一時保護事業に係る決定、承認その他の処分又は申請その他の手続は、それぞれこの省令による改正後の更生保護事業費補助金交付規則に規定する通所・訪問型保護事業に係る決定、承認その他の処分又は申請その他の手続とみなす。